

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

(県政情報センター)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)

○桶川都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)

○越谷都市計画生産緑地地区の変更 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了 ()

○小川都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○ (東松山県土)

○県道深谷東松山線の区域の変更 ()

○開発行為に関する工事の完了公

告

○県道越谷流山線の供用の開始 (越谷県土)

雑報

○人事異動 (人事課)

正誤

○埼玉県告示第千号中訂正 (森づくり課)

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十八号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年埼玉規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

「貯金

貯金の総額

注 普通貯金

・郵便貯金

郵便貯金の

注 通常郵便

様式第一号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に、

円

を除く。

「・貯金
貯金の
注 普

総額
円

貯金を除く。

総額
円

通貯金を除く。

・郵便貯金
郵便貯金の
注 通常郵便

円

を除く。

「・貯金

貯金の
注 普

円

貯金を除く。

総額
円

通貯金を除く。

「・貯金

貯金の総額

注 普通貯金

め、同様式を記し、同様式の中「社債券」や「社債券、金銭信託」に「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式を同様式とし、同様式中「から10」を「から」に改める。

様式第二号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に

め、同様式を記し、同様式の中「社債券」や「社債券、金銭信託」に「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同様式を同様式とし、同様式中「から10」を「から」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号の規定にかかわらず、任期開始の日がこの規則の施行の前である埼玉県知事が同日以後に作成する資産等報告書の様式については、なお従前の例による。

告示

埼玉県告示第五百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ会

三 代表者の氏名

関屋 克己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市東町五丁目六番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、社会環境の変化に伴って女性の社会進出が著しい中、仕事により育児に専念できない父母に代わり、家庭的雰囲気の中での乳幼児保育等を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百三十四号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

- 平成十九年十月二十三日
埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百三十五号

吉川市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百三十六号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量(四級基準点測量)

三 作業地域

八潮市鶴ヶ曾根・二丁目地内

四 作業期間

平成十九年十一月五日から平成二十年三月三十一日まで

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百三十七号

平成十九年埼玉県告示第八百四十七号で公示した公共測量(四級基準点測量)は、平成十九年九月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第五百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

小川都市計画道路三・五・四号下里

二 都市計画を変更する土地の区域

腰越線及び三・五・八号馬橋通り線

イ 追加する土地の区域

(三・五・四号下里腰越線)

ロ 削除する土地の区域

小川町大字大塚字栃本の一部

平成十九年十月二十三日

埼玉県知事 上田 清司

(三・五・八号馬橋通り線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

小川町大字大塚字四木落ち及び字

大塚宿の各一部、小川町大字小川字

下町の一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県東松山県土整備事務所及び小川町建

設課

四 縦覧期間

平成十九年十月二十三日から平成十

九年十一月六日まで

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十

六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年九月二十六日

指令飯整第一八〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十八日

飯整第一九〇〇三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字旭台七八番四の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊谷市赤城町一丁目八三番一 テス

ラ一号棟

西澤 克己

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年七月五日

第一八〇二二一〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十五日

第一九〇〇九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字六ノ谷七一

八―二六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字長谷七一八―二七

釵持 正和

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷東松山線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	東松山市材木町四二二八番一地先から同市材木町四二一五番七地先		六・七〇 {三四・〇〇	三八八・〇〇	
旧			十五・〇〇 {四一・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 平成十九年十月二十三日
- 埼玉県東松山県土整備事務所長
- 谷口 建一
- 一 許可番号
- 平成十九年八月二十一日
- 第一九〇〇六〇〇号
- 二 検査済証番号
- 平成十九年十月十六日
- 第一九〇一〇三号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 比企郡川島町大字表字新道四四〇―
- 五、四四〇―六、四四〇―七、四四〇―
- ―八、四四〇―一〇、四四〇―一二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 比企郡川島町大字表四〇二―二
- 野原 智恵

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
越谷流山線	越谷市東町一丁目一番三地先から同市東町一丁目一番一地先まで	平成十九年十月二十三日	平成一九年十月十二日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号における道路区域の供用開始である。(延長一六・八〇メートル)

雑報

平成十九年十月十九日付け

人事委員会委員長任命

大場廣子委員は、十月十五日任期満了し、十月十六日次の者が任命された。

(現職) (氏名)

退職 (副知事)

(現職)

都筑 信

平成十九年十月二十日付け

退職 (総務部部付)

(現職)

橋本 光男

特別職 (新任命職)

(現職)

橋本 光男

埼玉県告示第一〇〇〇号(平成十九年六月一九日第八百八十五号) 中訂正

ページ 段 行 誤

四 二 三 秩父市大滝字

栃本岩タケ岩

五六九四の七

正

秩父市大滝字

栃本岩タケ岩

五六九四の七

(国有林)

正誤

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)